

## 令和2年度第3次補正予算「日ASEANにおけるアジアDX促進事業」に係る事務局の公募について

### 1. 事業趣旨・目的

デジタル経済と第4次産業革命の到来によりデジタルトランスフォーメーション（DX）が急激に進むASEAN（東南アジア諸国連合）の状況を踏まえ、2018年8月に開催された日ASEAN経済大臣会合では、「今後の協力の重点」について議論された。具体的には世耕元経済産業大臣から、デジタル経済に対応した「産業の高度化」や中小企業をはじめとする「幅広い主体への裨益」に加え、新たな時代に対応した「ルールの導入・実施の促進」という3つの柱に基づいた「日ASEAN第4次産業革命イニシアティブ」を提案した。翌2019年9月の同会合では、日ASEANの双方向での議論により同イニシアティブを加速化することに合意し、大きな期待と歓迎が寄せられた。

また、コロナ危機への対応として2020年4月、日ASEANの経済閣僚が合意の上、「経済強靱性に関する日ASEAN共同イニシアティブ」を発出。同年7月末にはイニシアティブの具体化に向けて「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」を発出し、日ASEANにおけるアジアDX促進事業を重点項目の一つとして位置付けている。同年7月には第1回公募を実施し、ASEAN9か国から計23件を採択した。

令和2年度第3次補正予算「日ASEANにおけるアジアDX促進事業」（以下「本事業」という。）では、ASEANにおける経済・社会課題を解決し、第4次産業革命に資する先駆的・象徴的なパイロットプロジェクトの支援等を引き続き行う。

### 2. 事務局の業務内容

受託者は、日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）事務局の事務を代行する一般財団法人海外産業人材育成協会（以下「AOTS」という。）から委託を受けて、ASEANでの経済・社会課題解決を目的として、第4次産業革命に資する技術を活用した日本企業等とASEAN企業等との連携によるパイロットプロジェクトを支援する事業の事務局業務を行う。具体的には、パイロットプロジェクトの実施事業者の公募、審査・採択、フォローアップ、パイロットプロジェクトへの補助金（経費の一部）の支給、日ASEAN双方への広報や成果の普及等、業務管理者として必要な事業を実施する。

その他、事業目的を達成する上で有効な取り組みがある場合には、AMEICC事務局及び経済産業省と協議の上で、必要に応じて実施することとする。

#### （1）事業の実施方法

パイロットプロジェクトを支援し、実施結果をとりまとめ、報告書を作成する。なお、作成する報告書は、パイロットプロジェクトの実施結果を踏まえ、アジアDXを促進するための具体的な提言を盛り込んだものとなるよう工夫する。

また、日ASEAN双方への幅広いステークホルダーに本事業を効果的に訴求・PRするべく、必要に応じて外部コンサルも活用しながら、本事業の概要資料や採択した各パイロットプロジェクトの概要資料を日本語及び英語で作成する。前者については公募開始までに、後者については採択事業者の公表までに作成することとする。各実施事業者の事業完了時には、AMEICC事務局及び経済産業省と協議の上、各パイロットプロジェクトの

概要資料の更新又は成果普及を目的とした資料を別途作成することとする。

(2) パイロットプロジェクトの対象国

ASEAN10 か国

(3) パイロットプロジェクト実施事業者の採択方法

補助対象とするパイロットプロジェクトの実施事業者の採択にあたっては、本事業実施期間中に1回の公募を行う。ただし、予定採択件数に達しない等の場合には、AMEICC事務局及び経済産業省と協議の上で、第2回の公募を検討する。

採択にあたっては、2020年に実施した日ASEANにおけるアジアDX促進事業の第1回の公募結果も踏まえながら、以下の条件等を考慮し、AMEICC事務局等の関係機関及び専門家を含む第三者委員会を設置の上、決定する。なお、第1回の公募に関する情報は、事務局決定後にAMEICC事務局より受託者へ提供する

審査にあたってはASEAN政府等の重点政策や関心事項に合致しているか、さらには対象国政府との新たな政策協力を発展するポテンシャルがあるか、といった観点も精査し、本事業の目的に沿ったプロジェクトとなるよう工夫すること。

①採択条件：以下のア、イ、ウ、エ、オを満たす事業とする。

ア) 日本企業等とASEAN企業等の連携によるパイロットプロジェクトであること

イ) ASEANの経済・社会課題解決に資する事業であること

ウ) 第4次産業革命に資する技術を活用する事業であること

エ) 製品・サービスの開発やビジネス展開の実現可能性に関する検証、規制改革や制度整備等の事業展開における課題抽出等、パイロットプロジェクトにおける明確なテーマが設定され、具体的な実施地域が設定されていること

オ) 早期(補助対象プロジェクト終了後概ね2年以内)に事業化を目指す事業であること

②採択件数：20件程度を想定。

③対象要件：受託者決定後、AMEICC事務局及び経済産業省と協議の上で決定することとするが、提案書作成にあたっては、以下の点に留意すること。

ア) 補助対象上限額・補助率：効果的に事業を執行できるよう、大企業・中堅企業に対する要件と中小企業に対する要件をそれぞれ検討の上設定すること。ただし、実際の公募に際しては、あらためて補助対象上限についてAMEICC事務局及び経済産業省と協議することとする。

＜企業区分の定義＞

中小企業：

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体並びに特別の法律によって設立された組合及びその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。ただし、次のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（注2）が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

参考：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

大企業・中堅企業：

上記中小企業の定義に当てはまらないものは大企業・中堅企業とする。

④採択予定の総額：310,000,000円（税込）を下限とする。

#### 4. 留意事項

本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方において活動拠点を有し、これらの拠点に担当者を配置することで、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。

#### 5. 成果物

(1) 成果物：

- ① 令和2年度第3次補正予算「日ASEANにおけるアジアDX促進事業」報告書
- ② その他関連資料

(2) 納品形態：CD-R 2式

- (3) 提出期限：成果物（中間報告） 2022年3月31日（木）  
成果物（最終報告原案） 2022年12月28日（水）  
成果物（最終報告） 2023年3月31日（金）

(4) 提出場所：以下それぞれに対し、1式ずつCD-Rを送付すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① 経済産業省アジア大洋州課（ASEAN地域担当）  
東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel: +81-3-3501-1953

- ② (一財) 海外産業人材育成協会 バンコク事務所内 AMEICC 事務局  
Nantawan Building 16F, 161 Rajadamri Road, Pathumwan, Bangkok,  
10330, Thailand  
Tel: +66-2-255-2370

## 6. 契約要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1 件
- (3) 契約期間：契約日（2021 年 4 月予定）より 2023 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 予算規模：370,000,000 円（消費税を含む。）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、一般管理費の算定は、外注費、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は 10% を上限とする。
- (5) 協会の契約者：(一財) 海外産業人材育成協会（AOTS）の契約者は、本事業が AMEICC 事業の一環である関係から、AMEICC 事務局機能を担う AOTS バンコク事務所の所長とする。
- (6) 支払い：年度毎に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算支払いする（円貨により銀行振込）。ただし、委託業務の完了前に必要な経費を概算にて請求し、かつ、適当と判断された場合は概算支払いを行うこととする。詳細は契約書で定める。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

## 7. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2021 年 2 月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「B」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を

除く)。

## 8. 説明会

本公募のオンライン説明会を3月5日(金)午前10時～11時に開催する予定である(Webexを使用予定)。参加を希望する方は、3月3日(水)午後3時までに9. 応募方法に掲載しているE-mail宛てに、参加表明をすること。参加表明した方に、ミーティング番号とパスワードをお知らせする。

## 9. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記7. の応募資格を満たしていることを確認し、2021年3月12日(金)午後4時まで【必着】に、下記10. の応募書類を以下へ郵送・宅配便等もしくは電子メールにより提出すること。

(注) 下記10. の応募書類の(1)については、事前(3月8日(月)午後3時まで)に、公募申請書(押印不要)をE-mail添付で下記へ送付し、本競争参加の意思表明を行うこと。押印された正本は他の応募書類とともに、改めて提出すること。

質疑については3月8日(月)午後3時までE-mailで受け付け、参加の意思表明をされた方に3月10日(水)午後4時までに回答を開示するものとする。

### 応募書類の宛先

〒120-8534 東京都足立区千住東1-30-1 一般財団法人海外産業人材育成協会 経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合(あいごう)、上井(うえい) TEL：03-3888-8213 E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp
---

## 10. 応募書類

- (1) 公募申請書 正本1部
- (2) 企画提案書 正本1部及び副本(正本のコピー可)2部
  - ①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、学歴、資格
  - ②様式第2 類似業務経験
  - ③様式第3 業務支援体制
  - ④様式第4 作業計画・要員計画
  - ⑤様式第5 受託業務見積書
- (3) 会社概要(事業概要)書 1部
- (4) 直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)(企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出) 各1部
- (5) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書/3ヶ月以内のもの) 1部
- (6) 2021年2月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し 1部

- (7) (1)、(2)、(3) 及び (4) のファイルデータを保存した電子媒体 (CD-ROM 等)  
1 部 (応募書類を E-mail により提出する場合は電子媒体の提出は不要)

※ (1)、(2) は、所定の様式 (当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可)

#### 1 1. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式 (技術審査及び価格) による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

技術審査項目：

- ・提案内容 (提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性)
- ・組織の経験・能力 (類似業務の経験、業務実施能力)
- ・業務従事者の知識・経験 (本業務分野に関する知識、業務歴、資格等)

- (2) 審査結果 (採択又は不採択の決定) は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

#### 1 2. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会 (AOTS)

経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcschien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上